

第5章. 重点整備地区バリアフリー整備計画

1. 特定事業について

(1) 特定事業の種類

バリアフリー新法では基本構想に定めるものの一つとして「移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項」を定めています。本市において実施を図る特定事業には公共交通特定事業、道路特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業があり、施設設置管理者等ごとに事業が実施されます。

◇公共交通特定事業

特定旅客施設において実施する事業で、高齢者や障害者等の移動や利用に適したエレベーター、トイレ等の整備のほか、鉄道、バス等の車両の整備に関する事業

◇道路特定事業

道路において実施する事業で、歩道の設置や拡幅、路面の改善等のほか、施設の場所を案内する標識の設置等に関する事業

◇都市公園特定事業

都市公園において実施する事業で、高齢者や障害者等の移動や利用に適した園路、障害者用トイレ、休憩所等の設置に関する事業

◇建築物特定事業

不特定多数の人が利用する建築物において実施する事業で、高齢者や障害者等の移動や利用に適したエレベーター、トイレ等の設置に関する事業

◇交通安全特定事業

交通安全に関する事業で、高齢者等感应式信号機（青延長用押ボタン付信号機）や音響式信号機（視覚障害者用付加装置付信号機）、道路標識や横断歩道等の道路標示等の設置に関する事業のほか、違法駐車行為に対する取り締まりの強化や広報および啓発活動に関する事業

(2) 整備予定期間

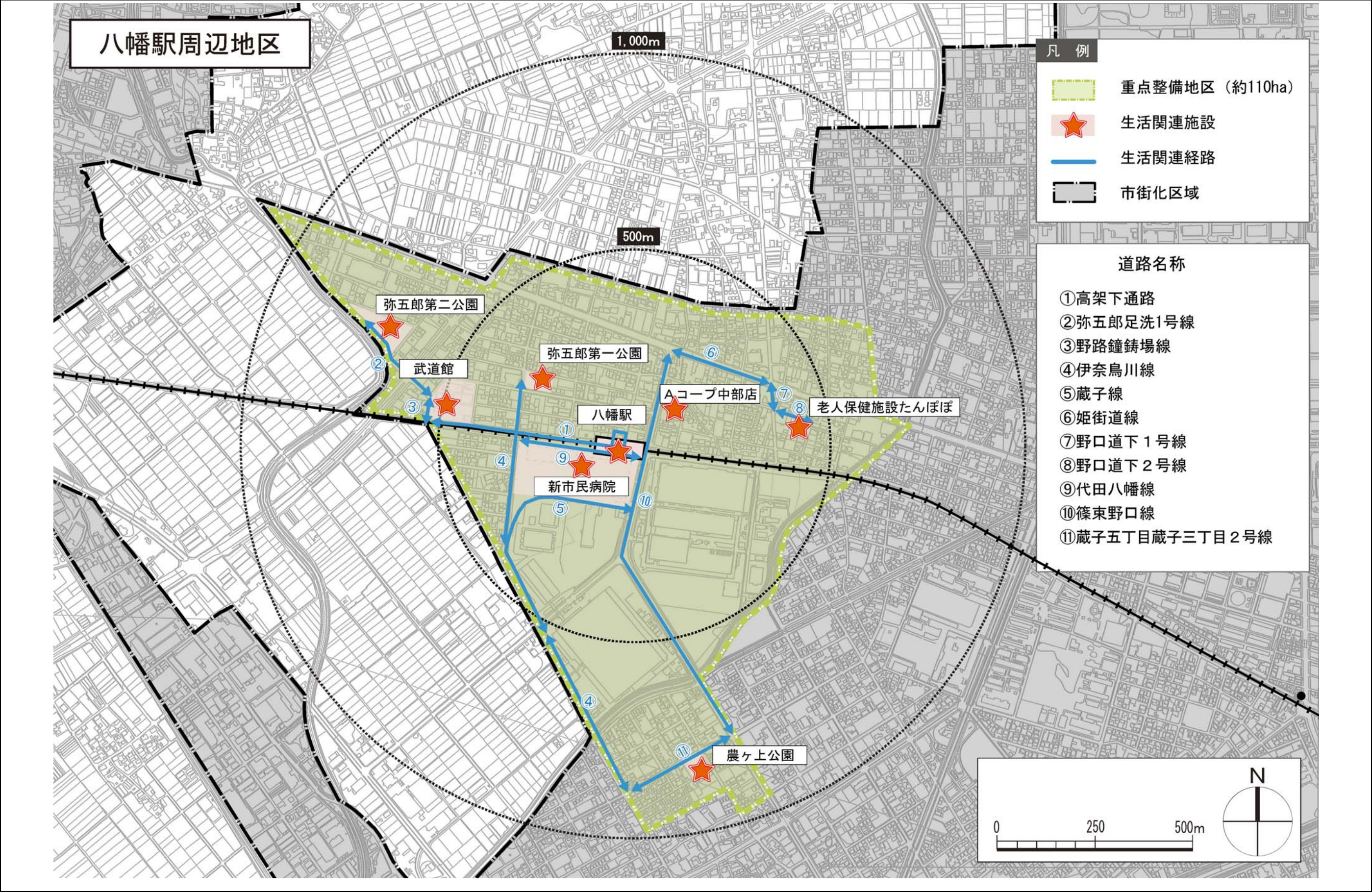
整備目標については、次の期間とします。

【整備時期】

- | | |
|----|--|
| 短期 | 平成 27 年度までに整備を予定する事業
※八幡駅周辺地区において市民病院への経路に係るものは、開院までに整備することを目標とします。 |
| 中期 | 平成 32 年度までに整備を予定する事業 |
| 長期 | 平成 32 年度以降の整備を目標とする事業 |

2. 八幡駅周辺地区のバリアフリー整備計画

【八幡駅周辺地区の区域図】



(1) 公共交通特定事業

①鉄道

■名鉄八幡駅

整備方針

- 改札口を経てホームを結ぶ移動等円滑化された経路を確保します。
- 高齢者や障害者等をはじめあらゆる人が施設および設備を円滑に利用できるよう、ユニバーサルデザインを取り入れた整備を目指します。
- 整備方法等については、継続して検討します。

整備目標

施設名	整備概要	整備時期			備 考
		短期	中期	長期	
八幡駅	エレベーターの設置	●			
	視覚障害者誘導用標示の設置	●			
	段差の改善	●			出入口、通路
	階段手すりへの点字表示	●			
	階段の蹴上標示設置	●			
	案内標識の改善	●			
	待合所の改修			●	
	ホームと列車の段差解消			●	ホームのかさ上げ
	乗車位置標の設置	●			

②バス

整備方針

- 高齢者や障害者等をはじめあらゆる人が利用しやすいよう、バリアフリーに配慮した車両の導入を促進します。

整備目標

施設名	整備概要	整備時期			備 考
		短期	中期	長期	
バス	バリアフリー対応車両の導入促進	随時			

(2) 道路特定事業

①道路

整備方針

○高齢者や障害者等をはじめあらゆる人が利用しやすい歩道の整備に努めます。

○抜本的な整備が長期にわたる路線についても、応急的な対策を検討していきます。

整備目標

施設名	整備概要	整備時期			備 考
		短期	中期	長期	
全路線	植樹のせん定	継続的			
	舗装の維持補修	継続的			
	動線上のグレーチング・側溝蓋の改修	●			
① 高架下通路	横断歩道上の障害物排除	●			
	視覚障害者誘導用標示の設置	●			
② 弥五郎足洗1号線	歩道の設置	●			
	視覚障害者誘導用標示の設置	●			
	歩行空間の確保	●			
③ 野路鐘鉢場線	歩道の設置	●			
	視覚障害者誘導用標示の設置	●			
④ 伊奈鳥川線	歩道の設置	●			
	視覚障害者誘導用標示の設置	●			
⑤ 蔵子線	基準に基づく整備	●			
⑥ 姫街道線	視覚障害者誘導用標示の設置	●			

施設名	整備概要	整備時期			備 考
		短期	中期	長期	
⑦野口道下 1号線	歩行空間の確保			●	
⑧野口道下 2号線	歩行空間の確保	●			
⑨代田八幡 線	歩道の設置	●			
	視覚障害者誘導用標示 の設置	●			
⑩篠束野口 線	歩道有効幅員の確保	●			
	こう配の改善	●			
	段差の改善	●			
	視覚障害者誘導用標示 の設置	●			
	照明施設の設置			●	
⑪蔵子五丁 目蔵子三丁 目2号線	歩行空間の確保			●	

②駅前広場

整備方針

○高齢者や障害者等をはじめあらゆる人が利用しやすい駅前広場の整備に努めます。

整備目標

施設名	整備概要	整備時期			備 考
		短期	中期	長期	
駅前広場	多機能トイレの設置	●			

(3) 都市公園特定事業

整備方針

○高齢者や障害者等をはじめあらゆる人が施設および設備を円滑に利用できるよう、ユニバーサルデザインを取り入れた整備を目指します。

整備目標

施設名	整備概要	整備時期			備考
		短期	中期	長期	
弥五郎第1公園	出入口のこう配改善		●		
	通路の改善		●		
	車いす対応トイレの設置		●		
	水飲み場および手洗場の改修		●		
弥五郎第2公園	出入口のこう配改善		●		
	通路の改善		●		
	車いす対応トイレの設置		●		
	水飲み場および手洗場の改修		●		
農ヶ上公園	通路の改善		●		
	車いす対応トイレの設置		●		
	水飲み場および手洗場の改修		●		

(4) 建築物特定事業

整備方針

○駐車場又は道路等と接する出入口から主要な設備および主要な居室までの移動等円滑化を図ります。

○高齢者や障害者等をはじめあらゆる人が施設および設備を円滑に利用できるよう、ユニバーサルデザインを取り入れた整備を目指します。

整備目標

施設名	整備概要	整備時期			備考
		短期	中期	長期	
市民病院	基準に基づく整備	●			
武道館	多機能トイレの設置	●			
	障害者用駐車施設の設置	●			
	敷地内通路の改善	●			
	施設内段差の改善	●			出入口通路部分
	玄関先の手すりやいすの設置	●			
	階段に手すりの設置	●			
老人福祉施設たんぽぽ	基準に基づく整備	継続的			
Aコープ中部店	視覚障害者誘導用標示の設置	●			障害者用駐車施設、敷地内の段差の改善は整備済み ※短期での整備を目標とするが、周辺基盤整備の時期により、整備時期が中期以降にずれ込むことがある。
	多機能トイレの設置	●			
	案内標識の設置	●			

(5) 交通安全特定事業

整備方針

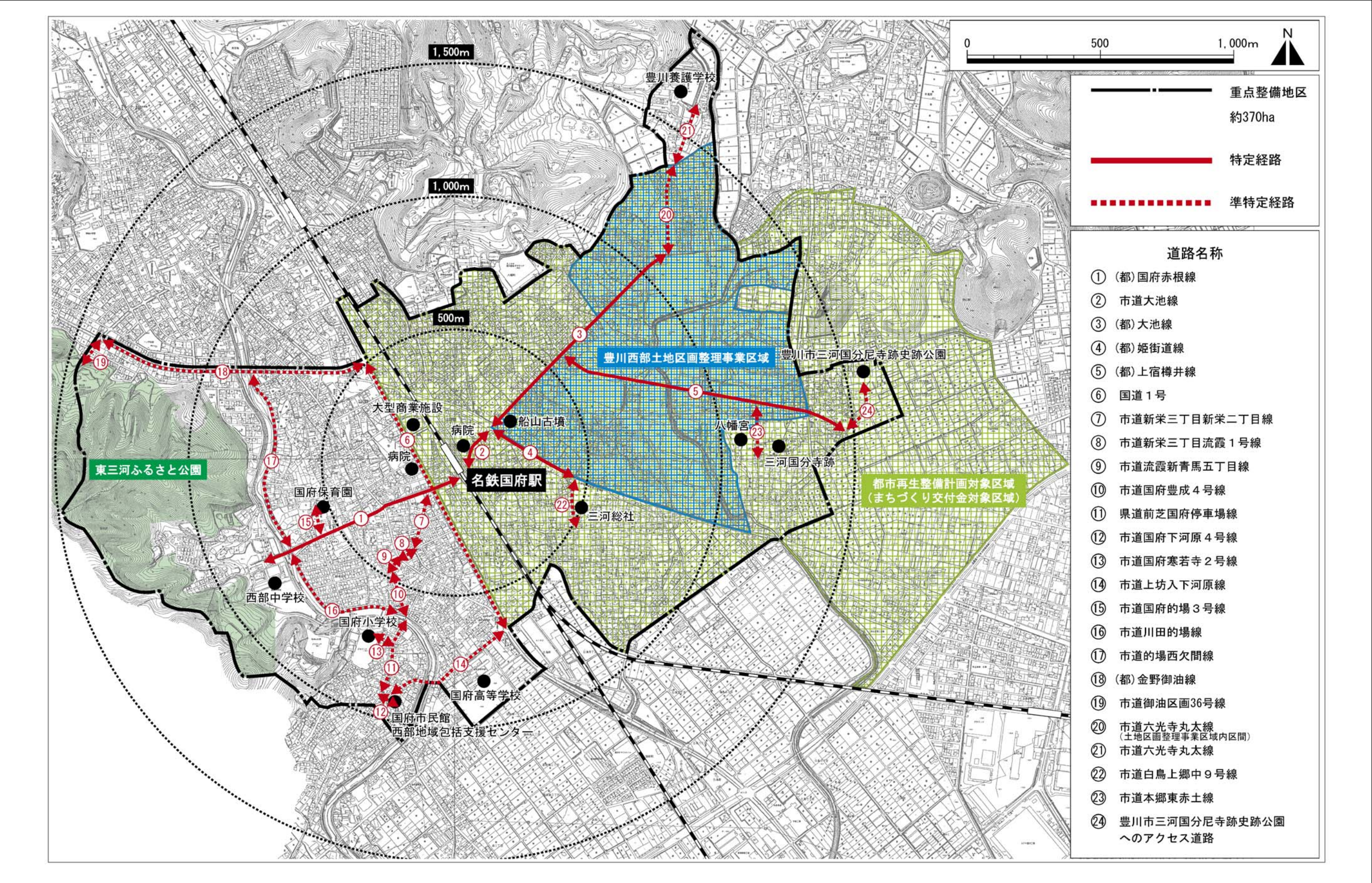
○高齢者や障害者等をはじめあらゆる人が安心して歩行できる経路を確保するため、関係機関と調整のうえ整備を推進します。

整備目標

	整備概要	整備時期			備考
		短期	中期	長期	
信号機	(篠束野口線) 八幡駅東交差点の音声案内、高齢者等感応式信号機の設置	●			
	(姫街道線) 八幡町交差点の音声案内の設置		●		
道路標示	(篠束野口線) 横断歩道内の視覚障害者用誘導表示の設置	●			
	(伊奈鳥川線) 路面カラー舗装内の「止まれ」文字の塗替え	●			

3. 国府駅周辺地区のバリアフリー整備計画

【国府駅周辺地区の区域図】



(1) 公共交通特定事業

①鉄道

■名鉄国府駅

整備方針

○改札口を経て各ホームへ至るバリアフリー化された経路を設けることを基本とします。

○高齢者や身体障害者をはじめあらゆる人々が安全かつ円滑に利用できるよう、移動を円滑化する各種の施設・設備を整備します。

整備目標

整備概要		整備済 H23.3 現在	整備時期			備 考
			短期	中期	長期	
垂 直 移 動	エレベーターの設置 (各ホーム～改札内コンコース)	●				
階 段	手すりの改修(端部における平坦部の確保)	●				
	手すりへの点字表示	●				
改 札	車いすに対応した幅の広い改札の設置	●				
券 売 機 等	券売機脇への点字運賃表の設置	●				
	券売機の改修 ・ 蹴込み部の改良 ・ 券売機の音声対応 ・ 券売機の文字の拡大	●				
	窓口カウンターの改修(蹴込みの設置)				●	
ト イ レ	トイレのバリアフリー改修 ・ 既設トイレの改良 ・ 多機能トイレの整備	●				
	トイレ出入口付近への点字案内板の設置	●				
案 内 設 備	案内サインの見直し	●				
	駅の構造を示す案内図の設置 (視覚障害者対応を含む)	●				
	アナウンスの自動化の検討	●				
	乗り換え案内設備の改修の検討	●				
ホ ム	ホームと列車の段差解消	●				
	ホーム下の待避所の設置	●				
そ の 他	駅員の教育・指導		継続的			

②バス

■豊鉄バス北部線

整備方針

○高齢者や身体障害者をはじめあらゆる人々が利用しやすいようバリアフリーに配慮した車両を導入します。

整備目標

整備概要		整備済 H23.3 現在	整備時期			備 考
			短期	中期	長期	
車 両	低床バスの導入推進		●			
そ の 他	乗務員の教育・指導		継続的			

(2) 道路特定事業

①道路

整備方針

- 生活関連経路（特定経路）については、「道路移動等円滑化基準」や「ガイドライン」に基づき、バリアフリー化された歩道を整備します。
- 生活関連経路（準特定経路）のうち、歩道を有する道路については、「道路移動等円滑化基準」等を準用し、できる限り移動しやすい歩行空間を整備します。
- 生活関連経路（準特定経路）のうち、周辺の宅地化の状況等から歩道整備が困難な道路については、豊川市独自の考え方により歩行空間を整備します。
- さらに、安全な歩行空間の確保に向けて適切な道路管理を行うとともに、移動制約者に配慮した信号機の設置や交通規制の導入検討等、安全性の確保を最優先とした整備を行います。

※ 旧交通バリアフリー法に基づく用語を本基本構想で次の通り変更しています。

【変更前】特定経路 → 【変更後】生活関連経路（特定経路）

【変更前】準特定経路 → 【変更後】生活関連経路（準特定経路）

整備目標

<生活関連経路（特定経路）>

整備概要		整備済 H23.3現在	整備時期			備 考
			短期	中期	長期	
①(都) 国府赤根線 (既存区間)	横断こう配の緩和	●				
	グレーチング・側溝蓋の改修	●				
	植樹帯ブロックの改修	●				
	視覚障害者誘導用ブロックの敷設	●				
	舗装の改修(透水性舗装化)	●				
①(都) 国府赤根線 (未整備区間)	特定経路の基準に基づく歩道の整備	●				
②(市)大池線	グレーチングの改修	●				
	横断こう配の緩和	●				
	擦り付けこう配の緩和	●				
	視覚障害者誘導用ブロック(点状)の敷設(上宿交差点)	●				
	電柱・標識柱等の片側への集約		●			
	街路灯等の設置	●				
	転落防止柵の改修	●				
	有効幅員(2m)の確保				●	
	舗装の改修(透水性舗装化)		●			
	音響式信号機の設置申請(上宿交差点)				●	(都)姫街道線整備時
	民地植栽のせん定の指導		継続的			
③(都)大池線	特定経路の基準に基づく歩道の整備		●			
④(都)姫街道線	特定経路の基準に基づく歩道の整備				●	
⑤(都)上宿樽井線	特定経路の基準に基づく歩道の整備		●			区画整理外は長期

※「特定経路の基準」はP.83に記載しています。

<生活関連経路（準特定経路）：歩道あり>

整備概要		整備済 H23.3 現在	整備時期			備 考
			短期	中期	長期	
⑥国道 1 号	舗装の改修（透水性舗装化）	●				
	横断こう配の緩和	●				
	交差点への視覚障害者誘導用ブロック（点状）の敷設	●				
	グレーチング・側溝蓋の改修	●				
	交通弱者用押しボタン信号機の設置	●				
	歩行者用信号灯器の増設の働きかけ（新栄町 3 丁目交差点）	●				
	立体横断施設の設置（国府駅前交差点）				●	
	民地植栽のせん定の指導		継続的			
⑱（都）金野御油線 （既存区間）	グレーチング・側溝蓋の改修	●				
	交差点への視覚障害者誘導用ブロック（点状）の敷設	●				
⑱（都）金野御油線 （未整備区間）	準特定経路の基準に基づく歩道の整備	●				
⑳六光寺丸太線 （土地区画整理事業区域内区間）	準特定経路の基準に基づく歩道の整備	●				

※「準特定経路の基準」は P. 83 に記載しています。

<生活関連経路（準特定経路）：歩道なし>

整備概要		整備済 H23.3 現在	整備時期			備 考
			短期	中期	長期	
⑦(市) 新栄三丁目新栄 二丁目線	グレーチング・側溝蓋の 改修	●				
	電柱や標識柱等の移設	●				
	路肩部分の横断こう配 の緩和				●	
	歩行空間の確保 （区画線の明示、路肩部分 や路面全体のカラー 舗装化等）		●			
⑧(市) 新栄三丁目流霞 1号線	グレーチング・側溝蓋の 改修	●				
	電柱や標識柱等の移設	●				
	路肩部分の横断こう配 の緩和				●	
	歩行空間の確保 （区画線の明示、路肩部分 や路面全体のカラー 舗装化等）		●			
⑨(市) 流霞新青馬五丁 目線	グレーチング・側溝蓋の 改修	●				
	電柱や標識柱等の移設	●				
	路肩部分の横断こう配 の緩和				●	
	歩行空間の確保 （区画線の明示、路肩部分 や路面全体のカラー 舗装化等）		●			
⑩(市) 国府豊成4号線	歩行空間の確保 （路面全体のカラー舗 装化等）		●			
⑪(県) 前芝国府停車場 線	グレーチング・側溝蓋の 改修	●				
	電柱や標識柱等の移設	●				
	路肩部分の横断こう配 の緩和				●	
	歩行空間の確保 （区画線の明示、路肩部分 や路面全体のカラー 舗装化等）				●	

整備概要		整備済 H23.3 現在	整備時期			備 考
			短期	中期	長期	
⑫(市) 国府下河原 4 号線	グレーチング・側溝蓋の改修	●				
	電柱や標識柱等の移設				●	
	交通規制の導入検討				●	
	路肩部分の横断こう配の緩和				●	
	歩行空間の確保 (区画線の明示、路肩部分や路面全体のカラー舗装化等)				●	
⑬(市) 国府寒若寺 2 号線	グレーチング・側溝蓋の改修	●				
	電柱や標識柱等の移設				●	
	路肩部分の横断こう配の緩和				●	
	歩行空間の確保 (区画線の明示、路肩部分や路面全体のカラー舗装化等)		●			
⑭(市) 上坊入下河原線	グレーチング・側溝蓋の改修	●				
	電柱や標識柱等の移設	●				
	路肩部分の横断こう配の緩和				●	
	歩行空間の確保 (区画線の明示、路肩部分や路面全体のカラー舗装化等)		●			
⑮(市) 国府的場 3 号線	グレーチング・側溝蓋の改修	●				
	電柱や標識柱等の移設	●				
	路肩部分の横断こう配の緩和				●	
	歩行空間の確保 (区画線の明示、路肩部分や路面全体のカラー舗装化等)		●			
⑯(市) 川田的場線	交通規制の導入検討				●	
	歩行空間の確保 (区画線の明示、路肩部分や路面全体のカラー舗装化等)				●	

整備概要		整備済 H23.3 現在	整備時期			備 考
			短期	中期	長期	
⑰(市) 的場西欠間線	交通規制の導入検討				●	
	歩行空間の確保 (区画線の明示、路肩部分や路面全体のカラー舗装化等)				●	
⑱(市) 御油区画 36 号線	グレーチング・側溝蓋の改修	●				
	電柱や標識柱等の移設				●	
	歩行空間の確保 (区画線の明示、路肩部分や路面全体のカラー舗装化等)				●	
㉑(市) 六光寺丸太線	グレーチング・側溝蓋の改修	●				
	電柱や標識柱等の移設	●				
	歩行空間の確保 (区画線の明示、路肩部分や路面全体のカラー舗装化等)	●				
㉒(市) 白鳥上郷中 9 号線	グレーチング・側溝蓋の改修	●				
	歩行空間の確保 (路肩部分や路面全体のカラー舗装化等)				●	
㉓(市) 本郷東赤土線	グレーチング・側溝蓋の改修	●				
	歩行空間の確保 (路肩部分や路面全体のカラー舗装化等)				●	
㉔ 豊川市三河国分尼寺跡史跡公園へのアクセス道路	準特定経路の基準に基づく道路整備の検討				●	

※「準特定経路の基準」は P. 83 に記載しています。

②自由通路

整備方針

○垂直移動の制約の解消等、バリアフリー化された経路として整備します。

整備目標

整備概要		整備済 H23.3 現在	整備時期			備 考
			短期	中期	長期	
垂 直 移 動	エレベーターの設置	●				
階 段	手すりの改修（端部における平坦部の確保）	●				
	手すりへの点字表示	●				
通 路	手すりの設置	●				
	視覚障害者誘導用ブロックの敷設	●				

③駅前広場等

整備方針

○バスやタクシー、一般車での送迎等において安全かつ円滑な乗り降りを可能とするとともに、案内設備の充実化等、交通結節点として利便性に配慮した乗り継ぎ機能を強化します。

整備目標

整備概要		整備済 H23.3 現在	整備時期			備 考
			短期	中期	長期	
西 口 駅 前 広 場	歩車道段差の解消	●				
	視覚障害者誘導用ブロックの敷設	●				
	舗装劣化部分の改修	●				
	グレーチング・側溝蓋の改修	●				
	トイレの整備検討（多機能トイレを含む）	●				
	放置自転車対策		継続的			
東 口	ガードレールの改修	●				
	防犯灯の設置検討	●				
	停車スペースの設置				●	
	舗装の改修（透水性舗装化）				●	

【 参考：豊川市交通バリアフリー基本構想（平成 18 年 3 月） 道路の整備基準 】				
項目	特定経路	準特定経路		
		歩道あり	歩道なし	
幅員	○有効幅員 2m 以上を確保します。 ※道路構造令で定める基準以上とし、高齢者や身体障害者等の交通の状況を考慮して定めます。	○有効幅員 1m 以上を確保し、車いすでのすれ違いが可能な部分を適宜配置します。	○路側帯を設けます。あるいは、歩行者優先のコミュニティ道路とします。	
舗装	○雨水を地下に浸透させる構造とします。 ○平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとします。 ○視覚障害者誘導用ブロックと対比できる色とします。 (輝度比 2.0 程度を確保する。)	○雨水を地下に浸透させる構造とします。 ○平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとします。 ○視覚障害者誘導用ブロックと対比できる色とします。 (輝度比 2.0 程度を確保する。)	○雨水を地下に浸透させる構造とします。 ○平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとします。	
こう配	○縦断こう配は 5% 以下とします。 (やむを得ない場合は 8% 以下とします。) ○横断こう配は 1% 以下とします。 (やむを得ない場合は 2% 以下とします。)	○縦断こう配は 5% 以下とします。 (やむを得ない場合は 8% 以下とします。) ○横断こう配は 1% 以下とします。 (やむを得ない場合は 2% 以下とします。)	○横断こう配は 1% 以下とします。 (やむを得ない場合は 2% 以下とします。)	
歩車分離	○歩道と車道との間に高さ 15cm 以上の縁石を設置します。 ○自動車の交通量が多く、歩行者の安全を確保するために必要な場合は、植樹帯や並木、柵等により歩車分離を行います。	○歩道と車道との間に高さ 15cm 以上の縁石を設置します。 ○自動車の交通量が多く、歩行者の安全を確保するために必要な場合は、植樹帯や並木、柵等により歩車分離を行います。	○路側帯を設ける場合は、外側線あるいはカラー舗装により視覚的な歩車分離を行います。	
歩道等の高さ	○歩道等と車道の高さは 5cm を標準とし、バス停留所及び宅地への車両乗り入れ部を考慮して定めます。 ※バス停留所部分では、低床バスの乗降に配慮し、歩道等と車道の高さは 15cm を標準とします。 (ただし、既存のマウントアップ型式の歩道において、こう配や車両乗り入れ部で幅員の確保が可能な場合は、この限りではありません。)	○歩道等と車道の高さは 5cm を標準とし、バス停留所及び宅地への車両乗り入れ部を考慮して定めます。 ※バス停留所部分では、低床バスの乗降に配慮し、歩道等と車道の高さは 15cm を標準とします。 (ただし、既存のマウントアップ型式の歩道において、こう配や車両乗り入れ部で幅員の確保が可能な場合は、この限りではありません。)		
交差点	○縁石等による歩車道の段差は 2cm 以下とします。 ○横断歩道接続部の手前に車いすが転回できる平坦部を確保します。 ○横断歩道接続部の手前に点状ブロックを敷設します。 ○横断歩道接続部以外の部分には、縁石（高さ 15cm 以上）や柵を設置します。 ○主要な交差点では音響式信号機や交通弱者用押しボタン信号機、エスコートゾーンの設置を検討します。	○縁石等による歩車道の段差は 2cm 以下とします。 ○横断歩道接続部の手前に車いすが転回できる平坦部を確保します。 ○横断歩道接続部の手前に点状ブロックを敷設します。 ○横断歩道接続部以外の部分には、縁石（高さ 15cm 以上）や柵を設置します。 ○主要な交差点では音響式信号機や交通弱者用押しボタン信号機、エスコートゾーンの設置を検討します。	○交差点部分に、歩行者の溜まりスペースを設けます。 ○主要な交差点では、音響式信号機や交通弱者用押しボタン信号機の設置を検討します。	
車両乗り入れ部	○横断こう配 1%（2%）以下の部分の幅員を 1m 以上確保します。	○横断こう配 1%（2%）以下の部分の幅員を 1m 以上確保します。		
視覚障害者誘導用ブロック	○黄色を基本とし、周辺の歩道と輝度比 2.0 程度を確保します。 ○連続して線状ブロックを敷設します。 (ただし、車いすの通行の支障となる場合は、この限りではありません。)			
案内標識	○公共施設等への案内標識を適切な箇所に配置します。	○公共施設等への案内標識を適切な箇所に配置します。	○公共施設等への案内標識を適切な箇所に配置します。	
休憩施設	○歩道等の幅員を考慮したうえで、必要に応じて 100～200m 間隔でベンチ等を設置します。			
照明設備	○夜間の安全な歩行空間を確保するため、必要に応じて街路灯や防犯灯等を設置します。	○夜間の安全な歩行空間を確保するため、必要に応じて街路灯や防犯灯等を設置します。	○夜間の安全な歩行空間を確保するため、必要に応じて街路灯や防犯灯等を設置します。	
その他	○歩行経路上にあるグレーチングは、目が細かく、滑り止め対策を施したものとします。 ○放置自転車、沿道店舗の看板、陳列物等、通行の支障となるものの撤去・指導を行います。	○歩行経路上にあるグレーチングは、目が細かく、滑り止め対策を施したものとします。 ○放置自転車、沿道店舗の看板、陳列物等、通行の支障となるものの撤去・指導を行います。	○歩行経路上にあるグレーチングは、目が細かく、滑り止め対策を施したものとします。 ○放置自転車、沿道店舗の看板、陳列物等、通行の支障となるものの撤去・指導を行います。 ○一方通行等の交通規制の導入を検討します。	